（別紙）

保育所における職員配置の特例等に係る調書

１　保育に直接従事する職員の状況

| 番号 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 所有免許状等の状況 | 職員配置の特例を適用する場合の特例の種類 | １か月当たりの勤務時間数（時間） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育士 | 職員配置の特例を適用する場合の当該者の免許状等 |
| 保健師 | 看護師 | 准看護師 | 幼稚園教諭 | 小学校教諭 | 養護教諭 | 保育業務従事経験者 | 家庭的保育者 | 子育て支援員 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の留意事項）

（注１）　「所有免許状等の状況」欄には、保育士資格（保育士）、保健師免許（保健師）、看護師免許（看護師）、准看護師免許（准看護師）、幼稚園教諭普通免許状（幼稚園教諭）、小学校教諭普通免許状（小学校教諭）、養護教諭普通免許状（養護教諭）、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所を除く。）において常時勤務を要する職員として１年以上保育に従事した経験を有する者（保育業務従事経験者）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）（家庭的保育者）、平成27年５月21日雇児発0521第18号「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の「２．子育て支援員」に定める子育て支援員のうち、専門研修の「地域保育コース」の共通科目及び選択科目の「地域型保育」を修了した者（子育て支援員）のうち該当する項目に「○」を記入し、次に掲げる書類を添付すること。

　　　なお、添付する書類の余白に、当該職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「３」と記入する。）

　　　　　　(1)　保育士

　　　　　　　 　保育士証の写し

　　　　　　(2)　保健師、看護師、准看護師

　　　　　 該当する免許状を有することを確認できる書類

(3)　幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭

　　　　　　　　該当する普通免許状を有することを確認できる書類及び当該普通免許状に係る必要な更新を行っていることを確認できる書類

 　　　　(4)　保育業務従事経験者

　　　　　　　　当該者が、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所を除く。）において常時勤務を要する職員として１年以上保育に従事した経験を有する者であることを確認できる書類

(5)　家庭的保育者

　　　　　　　　児童福祉法第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）であることを確認できる書類

(6)　子育て支援員

　　　　　　　　平成27年５月21日雇児発0521第18号「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の「２．子育て支援員」に定める子育て支援員のうち、専門研修の「地域保育コース」の共通科目及び選択科目の「地域型保育」を修了した者であることを確認できる書類

（注２）　「職員配置の特例を適用する場合の特例の種類」欄には、次に掲げる特例のうち、該当する特例の番号（①～④）を記入すること。

　　　　　なお、保育士については、当該欄は空欄とすること。

　　　　　(1) 特例①

　　　　　　　乳児４人以上を入所させる保育所については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第２項）

　　　　　(2) 特例②

　　　　　　　幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、一定の数の範囲で保育士とみなすことができる。（基準省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号））附則第95条）

　　　　　　(3) 特例③

　　　　　　　　１日につき８時間を超えて開所する保育所において、１の(4)から(6)までに掲げる者を、一定の数の範囲で保育士とみなすことができる。（基準省令附則第96条）

　　　　　　(4) 特例④

　　　　　　　　児童が少数の時間帯（基準省令第33条第２項ただし書の規定により置くべき保育士の数が２人となる時間帯）において必要となる保育士２人のうち１人を、１の(3)から(6)までに掲げる者とすることができる。（基準省令附則第94条）

　（注３）　「１か月当たりの勤務時間数（時間）」欄には、１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

２　時間帯別の児童数及び保育に直接従事する職員数の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間帯子どもの数・職員配置 | ：　～　： | ：　～　： | ：　～　： | 　：　～　：　 | ：　～　：　 | ：　～　：　 |
| 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） |
| ０歳児 |  | /３= .  |  | /３= . |  | /３= .  |  | /３= . |  | /３= .  |  | /３= .  |
| １～２歳児 |  | /６= .  |  | /６= . |  | /６= .  |  | /６= . |  | /６= .  |  | /６= .  |
| ３歳児 |  | /15= .  |  | /15= . |  | /15= . |  | /15= . |  | /15= .  |  | /15= .  |
| ４～５歳児 |  | /25= .  |  | /25= . |  | /25= . |  | /25= . |  | /25= .  |  | /25= .  |
| 計 | 小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１） |  |  .　≒　 |  | .　≒　 |  |  .　≒　 |  | .　≒　 |  | .　≒　 |  | .　≒ |
| 小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２） | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒ |
| 職員数(人) | 保育士 |  |  |  |  |  |  |
| 特例① |  |  |  |  |  |  |
| 特例② |  |  |  |  |  |  |
| 特例③ |  |  |  |  |  |  |
| 特例④ |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 特例適用者配置率 |  |  |  |  |  |  |

（記載上の留意事項）

（注１）　「時間帯」欄は、当該施設を利用する児童の数が増減する時刻に基づき、時間帯を区分すること。（必要に応じて列を追加すること。）

（注２）　「児童の数（人）」欄は、当該時間帯の児童の数を年齢区分ごとに記入すること。

（注３）　「職員配置基準（人）」欄は、年齢区分ごとに児童の数に基づく職員配置基準を計算のうえ記入すること。年齢区分別の職員配置基準は、小数点第２位以下切捨てとすること。

　　　　　また、「計」欄は次により記入すること。

(1) 「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄

　　　　　　　　「≒」の左側に年齢区分別の職員配置基準を合計した数（小数点第１位）を、右側に当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入すること。当該整数が０となる場合は１を記入すること。

(2) 「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄

　　　　　　　　「≒」の左側に年齢区分別の職員配置基準を合計した数（小数点第１位）を、右側に当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入すること。当該整数が０又は１となる場合は２を記入すること。

　（注４）　「職員数（人）」欄は、各時間帯の対応職員の数を、保育士及び特例の種類（①～④）ごとに合計した数を記入すること。

　　　　　　なお、特例④を適用することができるのは、計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄の数値が１であり、かつ「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数値が２である時間帯のみであること。

　（注５）　「特例適用者配置率」欄は、特例②又は③を適用する場合に、全ての時間帯において、次の数式により算出した数を記入すること。

なお、当該数が１を３で除して得た数（１÷３＝0.333･･･）以下であることを確認すること。

　　　　　【数式】

　　　　　　「職員数（人）」欄の特例①～③の人数を合計した数　÷　「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数

　（注６）　全ての時間帯について、「職員数(人)」欄の「計」欄の数値が、「計」欄の「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数値以上であることを確認すること。

　（注７）　特例④を適用する時間帯について、「職員数(人)」欄の「保育士」欄の数値が１であり、かつ「職員数(人)」欄の「特例④」欄の数値が１であることを確認すること。

３　時間帯別の児童数及び保育に直接従事する職員数の状況（経過措置適用）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間帯子どもの数・職員配置 | ：　～　： | ：　～　： | ：　～　： | 　：　～　：　 | ：　～　：　 | ：　～　：　 |
| 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） | 児童の数（人） | 職員配置基準（人） |
| ０歳児 |  | /３= .  |  | /３= . |  | /３= .  |  | /３= . |  | /３= .  |  | /３= .  |
| １～２歳児 |  | /６= .  |  | /６= . |  | /６= .  |  | /６= . |  | /６= .  |  | /６= .  |
| ３歳児 |  | /20= .  |  | /20= . |  | /20= . |  | /20= . |  | /20= .  |  | /20= .  |
| ４～５歳児 |  | /30= .  |  | /30= . |  | /30= . |  | /30= . |  | /30= .  |  | /30= .  |
| 計 | 小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１） |  |  .　≒　 |  | .　≒　 |  |  .　≒　 |  | .　≒　 |  | .　≒　 |  | .　≒ |
| 小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２） | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒　 | .　≒ |
| 職員数(人) | 保育士 |  |  |  |  |  |  |
| 特例① |  |  |  |  |  |  |
| 特例② |  |  |  |  |  |  |
| 特例③ |  |  |  |  |  |  |
| 特例④ |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 特例適用者配置率 |  |  |  |  |  |  |

（記載上の留意事項）

（注１）　この表は、現に職員が不足しており保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合又は将来的に保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第18号）附則第２項に定める経過措置により、改正前の基準による職員配置を行っている場合に記載すること。

（注２）　「時間帯」欄は、当該施設を利用する児童の数が増減する時刻に基づき、時間帯を区分すること。（必要に応じて列を追加すること。）

（注３）　「児童の数（人）」欄は、当該時間帯の児童の数を年齢区分ごとに記入すること。

（注４）　「職員配置基準（人）」欄は、年齢区分ごとに児童の数に基づく職員配置基準を計算のうえ記入すること。年齢区分別の職員配置基準は、小数点第２位以下切捨てとすること。

　　　　　また、「計」欄は次により記入すること。

(1) 「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄

　　　　　　　　「≒」の左側に年齢区分別の職員配置基準を合計した数（小数点第１位）を、右側に当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入すること。当該整数が０となる場合は１を記入すること。

(2) 「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄

　　　　　　　　「≒」の左側に年齢区分別の職員配置基準を合計した数（小数点第１位）を、右側に当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入すること。当該整数が０又は１となる場合は２を記入すること。

　（注５）　「職員数（人）」欄は、各時間帯の対応職員の数を、保育士及び特例の種類（①～④）ごとに合計した数を記入すること。

　　　　　　なお、特例④を適用することができるのは、計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄の数値が１であり、かつ「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数値が２である時間帯のみであること。

　（注６）　「特例適用者配置率」欄は、特例②又は③を適用する場合に、全ての時間帯において、次の数式により算出した数を記入すること。

なお、当該数が１を３で除して得た数（１÷３＝0.333･･･）以下であることを確認すること。

　　　　　【数式】

　　　　　　「職員数（人）」欄の特例①～③の人数を合計した数　÷　「計」欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数

　（注７）　全ての時間帯について、「職員数(人)」欄の「計」欄の数値が、「計」欄の「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数値以上であることを確認すること。

　（注８）　特例④を適用する時間帯について、「職員数(人)」欄の「保育士」欄の数値が１であり、かつ「職員数(人)」欄の「特例④」欄の数値が１であることを確認すること。